少子化対策に関する提言

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を 講じられたい。

- 1. 子どもに対する手当制度について
- (1)子どもに対する手当の費用負担については、全国一律の現金給付であり、 支給に伴う事務費及び人件費を含め、全額国庫負担とすべきであること。 また、年少扶養控除等の見直しに伴う地方増収分については、都市自治 体が独自の施策展開を図るための貴重な一般財源であり、その使途につい ては、地方の裁量に委ねること。
- (2)平成24年度からの所得制限導入に伴う所得制限世帯に対する税財政上の措置については、国の負担により実施すること。
- (3) 平成24年度以降の恒久的な制度のあり方については、今後、「国と地方の協議の場」等において十分に協議を行ったうえで、都市自治体の意見を尊重し、制度設計を行うこと。

また、新制度へ円滑に移行できるよう、住民への周知やシステム改修等 について、国の責任において万全の措置を講じること。

- (4) すでに都市自治体は地域の実情に応じた様々な子育て施策を推進していることを踏まえ、全国一律の現金給付と保育サービスをはじめとする子育て関係経費(現物給付)とのバランスにも十分配慮すること。
- 2. 子ども・子育て新システムについて
- (1)子ども・子育て新システムについては、本年7月の少子化社会対策会議決定のとおり、①国、地方等の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、②子ども・子育て包括交付金(仮称)のあり方、③国における所管のあり方、④地域の実情に応じた地方の裁量の仕組みのあり方等の検討課題について、都市自治体等と丁寧に協議を行い、理解を得たうえで、成案を取りまとめること。
- (2)子どもに対する手当は、全国一律の現金給付であり、都市自治体の裁量 の余地がないことから、子ども・子育て包括交付金(仮称)の対象から除 外すること。

また、保育サービスをはじめとする子育て関係経費(現物給付)については、都市自治体が地域の実情に応じて責任を果たせるよう、最大限使途を弾力化した交付金とすること。

- (3) 国が定める基準については、既に法令で担保されているものを除き、新たなものは「助言」にとどめ、具体的な適用は都市自治体に任せること。
- (4)子ども・子育て支援給付(仮称)に係る指定については、給付を行う都 市自治体がその主体となり、また、こども園(仮称)の認可については、 都市自治体の判断によりその主体となり、必要な調整が可能となるよう制 度設計を行うこと。
- (5) すべての保育所や幼稚園が総合施設(仮称)に移行するに当たっては、 国における所管は一本化すること。
- 3. 都市自治体が少子化対策を効果的に展開できるよう、次世代育成支援対策 施設整備交付金等について、交付要件を地域の実態に即した水準に改善する とともに、その総額を確実に確保すること。
- 4. 安心こども基金について、平成24年度以降も継続し、一層充実した財政措置を講じること。
- 5. 少子化に関する国民意識を高めるため、更なる啓発活動を行うこと。
- 6. 保育対策について
- (1)保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の 実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、保育 所運営費等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、 児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。

また、一時預かり、病児・病後児保育、事業所内保育等を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。

- (3) 保育所徴収金基準額について、保護者・自治体の負担や地域の実態を考慮しつつ、子育て家庭の負担軽減を図ること。
- (4) 保育所統合により廃所となった施設の活用・解体費用について、財政支

援措置を講じること。

7. 放課後児童対策等について

- (1)「放課後児童健全育成事業」及び「放課後子ども教室推進事業」について、 一体的に推進できる体制を整備するとともに、運営実態にあわせた財政措 置の拡充を図ること。
- (2) 現行の「放課後児童健全育成事業」について、十分な財政措置を講じる とともに、障害児受入れや補助基準の基準開設日数・児童数等について、 地域の実態に柔軟に対応した運営を確保するなど、放課後児童対策の更な る充実を図ること。
- (3) 児童の安全確保及び適正規模による児童厚生施設等の運営のため、施設 の創設時だけでなく、建替え時等においても児童厚生施設等整備費補助金 の補助対象とすること。
- 8. 児童扶養手当における所得制限限度額を緩和し、一部支給制限措置を見直 すとともに、給付費の地方負担に対して、十分な財政措置を講じること。 また、児童扶養手当と公的年金の併給の在り方について、関係機関の連携 や子育て支援の視点等を踏まえ検討すること。
- 9. 父子家庭についても、「母子及び寡婦福祉貸付金」等の母子家庭支援制度の 対象とするなど、父子家庭も含めたひとり親家庭に対する施策の充実を図る とともに、所要の財源措置を講じること。
- 10. 母子家庭自立支援給付金事業について、十分な財政措置を講じること。また、高等技能訓練促進費については、拡充したうえで恒久的な制度とすること。
- 11. 児童虐待の再発防止の観点から、虐待を行った保護者に更生プログラムを 義務付ける法整備を行うとともに、都市自治体が行う児童家庭相談に対する 財政措置の拡充を図ること。
- 12. 子どもの医療費無料化制度を創設すること。

- 13. ひとり親家庭及び寡婦に対する医療費助成制度を創設すること。
- 14. 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、恒久的な制度とすること。
- 15. 出産育児一時金について、平成22年度の国庫負担割合を維持すること。